

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	私立高校等に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対	しゅう 象 者	私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1 学年～3 学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。
し 支	きゅう 給 額	▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて304,200円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて154,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円）
しん 申 請 時 期 及 び し 支 給 時 期		▶受給資格認定申請：入学時の4月頃 ▶収入状況届（継続の申請）：6～7月頃 支給時期は学校によって異なります。
しん 申 請 手 続		学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。
と 問 い 合 せ 先		くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備 考		毎年度、申請等が必要です。 ※失業、倒産等により家計が急変し、保護者等の家計急変後の推定年収による算定基準額に相当する額が154,500円未満（年収590万円未満程度世帯）となる場合、支援金（加算支給）の交付を受けられる場合があります。